

衆議院農林水産委員会ニュース

平成 29. 4. 20 第 193 回国会第 9 号

4 月 20 日（木）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）

- ・山本農林水産大臣、齋藤農林水産副大臣、細田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・畠山和也君外 2 名（共産、仲里利信君（無））提出の修正案について、提出者畠山和也君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案に対し、斉藤和子君（共産）が討論を行いました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－共産、仲里利信君（無） 反対－自民、民進、公明、維新）
- ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民進、公明、維新 反対－共産、仲里利信君（無））
- ・宮腰光寛君外 3 名（自民、民進、公明、維新）から提出された附帯決議案について、佐々木隆博君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民進、公明、共産、維新、仲里利信君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

瀬戸 隆一君（自民）

- ・今後の日米経済対話において我が国の農産物を守るという農林水産大臣の意気込みを伺いたい。
- ・土地改良法等の一部を改正する法律案（以下「本法案」という。）でどのように我が国の農業を強化していくのか。
- ・ため池の耐震化にどのように取り組んでいくのか。

中川 康洋君（公明）

- ・農業農村整備事業関係予算の推移に対する農林水産大臣の感想、今後の予算確保に対する決意を伺いたい。
- ・本法案により農業者の申請・同意・費用負担を要するとの土地改良事業の原則を変更し、それらを不要とする事業を創設することの必要性、妥当性はどのようなものか。
- ・本法案で除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業に位置付けること、土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続の簡素化を行うことでどのような効果が見込まれるのか。

玉木 雄一郎君（民進）

- ・米国抜きの TPP 協定発効に対して政府はどのように考えているのか。

- ・全ての防災重点ため池が、本法案において、農業者からの申請によらず、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに実施できる耐震化事業の対象となるのか。
- ・水田活用の直接支払交付金における二毛作助成を産地交付金に組み込んだ理由は何か。

村岡 敏英君（民進）

- ・本法案の農業の構造改革に対する効果について農林水産大臣はどのように考えているのか。
- ・申請人数要件を満たせず、土地改良事業が進まなかった事例を把握しているのか。
- ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 30 号）における農地転用に係る配慮規定について農林水産大臣はどのように考えているのか。

佐々木 隆博君（民進）

- ・平成 11 年に農政の基本法が旧農業基本法から食料・農業・農村基本法となり、基本理念に多面的機能の発揮が付加されたが、新たな基本法の下、土地改良事業はどのような考え方で事業展開がなされてきたのか。
- ・農地中間管理機構が借り入れている農地について農家の費用負担を求めない土地改良事業を実施できる制度を創設するに際し、既存の事業実施地区との不公平感

について農林水産省はどのように考えているのか。

- ・国営又は都道府県営土地改良事業の申請人数要件について、緩和ではなく全廃とした理由は何か。

斉藤和子君（共産）

- ・農地中間管理機構による担い手への農地集積が目標面積に届いていない要因について、農林水産大臣としてはどのように認識しているのか。
- ・人・農地プランに基づき実施する土地改良事業について、農家の費用負担を求めずに実施できる制度を創設すべきではないか。
- ・中山間地域においても、持続可能な農業経営を行える環境とするため、米の価格を下支えするなどの所得補

償政策を行う必要があるのではないか。

吉田豊史君（維新）

- ・農地中間管理機構を活用することで、農地の出し手や受け手にどのようなメリットがあるのか。
- ・中山間地域において、これまでどのような土地改良事業を行ってきたのか。
- ・水田の汎用化等を行う土地改良事業と併せ、農林水産省として、地域農業の発展のためにどのような支援を行ってきたのか。